

雲南市・飯南町事務組合 障がい者活躍推進計画

1. 計画策定の趣旨

平成30年8月、国及び地方公共団体の機関（以下「公務部門」という。）において、障害者雇用率制度の対象となる障がい者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになりました。

これを受け、公務部門においては事態を重く受け止め、法定雇用率の達成にとどまらず、障がい者雇用を継続的に進めることが重要です。

令和元年6月には、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部が改正され、公務部門が率先して障がい者雇用を推進するとともに、障がい者一人ひとりが能力を有効に発揮できる環境を整備することが求められています。

そこで、雲南市・飯南町事務組合（以下「本組合」という。）では、厚生労働省が定めた「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、「雲南市・飯南町事務組合障がい者活躍推進計画」を策定しました。本計画のもと、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに努めます。

2. 機関名及び任命権者

雲南市・飯南町事務組合 管理者

3. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内においても、毎年度実施状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 障がい者雇用に関する課題

本組合は、雲南市及び飯南町（以下「構成市町」という。）が、ケーブルテレビ、可燃物処理、不燃物処理、火葬場に関する事務の一部について共同処理することを目的に設置した一部事務組合です。

構成市町に比較すると職員総数が小規模であり、職員採用を数年に一度しか実施しておらず、またその職務の特殊性から、障がい者に限定した募集・採用を行うことは難しいと考えられます。

そのため、在籍する職員に対して理解を深めてもらうことを目的に、障がいに関する啓発活動等に取り組みます。

5. 目標

(1) 採用に関する目標

特に障がい者に限定した採用は行いませんが、在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らないことを目標とします。

また、職員の募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行いません。

- ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がい限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。

(2) 定着に関する目標

障がいを理由とした、不本意な離職者を生じさせません。

6. 取り組み内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

障がい者雇用推進者として、総務課長を選任します。

障がい者である職員の相談窓口を総務課に設置し、庁舎内掲示等により周知します。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。

なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

(3) 多様で柔軟な働き方の促進

ワークライフバランスの実現等を図るため、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇等を利用することができます。

7. その他

国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。